

## 子どものための教育・保育給付 認定申請書 兼 保育所入所申込書

令和 年 月 日

(宛先) 中央区長

子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付認定について、次のとおり申請します。

(宛先) 中央区福祉事務所長

児童福祉法による保育所への入所を次のとおり申し込みます。

住所	〒 <small>※法人にあっては、主たる事務所の所在地及び子どもの住所</small>					
前年・本年1月1日現在の住所 (上記と異なる場合のみ記入)	(4月～8月利用：前年)		(9月～3月利用：本年)			
ふりがな			電話	携帯(父) ( )	<input type="checkbox"/> 主な連絡先	
申請者 (保護者) 氏名				携帯(母) ( )	<input type="checkbox"/> 主な連絡先	
<small>※法人にあっては、その名称及び代表者の氏名</small>						
家族の状況 ※家族以外で同居している者及び同居していない家族も記入してください。						
氏名 ※保育を希望する児童の番号を○で 囲んでください。	申込児童 との続柄	生年月日	職業、学校、 保育園等	同居 別居 の別	認定 区分	個人番号 (マイナンバー)
1	ふりがな 同上(申請者)	昭平 ( 歳) 年 月 日		同・別	/	
2	ふりがな	昭平 ( 歳) 年 月 日		同・別	/	
3	ふりがな	申込児本人 昭令 ( 歳) 年 月 日		同・別	2号 3号	
4	ふりがな	昭平 ( 歳) 令 年 月 日		同・別	2号 3号	
5	ふりがな	昭平 ( 歳) 令 年 月 日		同・別	2号 3号	
6	ふりがな	昭平 ( 歳) 令 年 月 日		同・別	2号 3号	
申請理由 <input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 復職 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・負傷・障害 <input type="checkbox"/> 介護・看護 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職 <input type="checkbox"/> 学校等に在学 <input type="checkbox"/> 職業訓練 <input type="checkbox"/> その他 ( )					保育短時間 (9時から17時まで)の希望	
具体的状況					希望する	
保育を希望する期間		令和 年 月 初日 から 令和 年 月 末日・小学校就学前まで				
希望園名	第1希望					
	第2希望					
	第3希望					
	第4希望					
	第5希望					
	第6希望					
	第7希望					
	第8希望以下の希望がある場合は、別紙を付けてください。					

書類持参：本人 使者 代理人(委任状)

番号確認：番号C 通知C 番号記載の住民票 本人同意により職権記載 拒否

身元確認：1点(番号C 免許証 旅券 障害 在留 他( ) ) 2点( ) 拒否

## 保護者の状況

保育を必要とする事由		父の状況	母の状況
就労 ※産休・育 休中を含む	就労先の 所在地		
	就労先の 名 称		
	勤務時間等	日数：            日／月 時間：            時間／日	日数：            日／月 時間：            時間／日
	仕事の内容		
就労以外	該当する 事 由	<input type="checkbox"/> 学校等に在学 <input type="checkbox"/> 求職 <input type="checkbox"/> 疾病・負傷・障害 <input type="checkbox"/> 介護・看護 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> その他（                    ）	<input type="checkbox"/> 学校等に在学 <input type="checkbox"/> 求職 <input type="checkbox"/> 疾病・負傷・障害 <input type="checkbox"/> 介護・看護 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> その他（                    ）
	事由の現況	日数：            日／月 時間：            時間／日	日数：            日／月 時間：            時間／日
	具体的内容		
	障害者手帳 の有無	（                    手帳）（           級・度）	（                    手帳）（           級・度）
	申込児童 以外の出産		令和    年    月    日出産（予定）
ひとり親 家庭	理 由	<input type="checkbox"/> 未婚 <input type="checkbox"/> 離婚（令和    年    月    日） <input type="checkbox"/> 離婚調停中（令和    年    月    日から） <input type="checkbox"/> その他（                    ）	
	状 況	同居人、婚姻予定にある者、その他事実上婚姻と同様の状況にある者 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有（                    ） ※有の場合、ひとり親と見做せない場合があります。具体的状況をご記入ください。	
<b>児童の状況</b>			
保育状況	<input type="checkbox"/> 保護者 <input type="checkbox"/> 親族・友人 <input type="checkbox"/> 勤務先 <input type="checkbox"/> 企業主導型 <input type="checkbox"/> 認可 <input type="checkbox"/> 認証 <input type="checkbox"/> 無認可 <input type="checkbox"/> 一時預かり <input type="checkbox"/> ベビーシッター <input type="checkbox"/> その他（                    ）		
健康状態	<input type="checkbox"/> 健康状態は良好です。 <input type="checkbox"/> 疾病・障害・発達の遅れ・アレルギーなどがある→別紙「健康状態調査書」をご記載ください。		
兄弟姉妹同時申請	<input type="checkbox"/> 兄弟姉妹の申し込みをしている→別紙「兄弟姉妹入所(転園)条件確認表」をご記載ください。		
該当者のみ	<p>下記項目を<input checked="" type="checkbox"/>した場合は、利用調整の順位が下がります。</p> <p><input type="checkbox"/> 希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる。</p> <p>【<input checked="" type="checkbox"/>した場合の注意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者が育児休業中の場合のみ、この取り扱いを希望できます。</li> <li>・基本指数・調整指数・優先順位が適用されなくなります。</li> <li>・利用調整の結果、入所保留となった場合、保留通知書が発行されます。</li> </ul> <p>（ただし、転入予定の方は、必ず利用希望月の前月末までに転入するとともに、転入後、中央区民として再申請する必要があります。この手続きが利用希望月の前月末までに行われないうち、保留通知書は発行されません。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必ず「令和7年度保育園のごあんない」P41をご確認ください。</li> </ul>		

# 保育園入所申し込みに関する重要事項確認書

## ①申し込み前に

保育園のごあんないを読み、内容を十分理解した上でお申し込みください。

## ②申込書類

入所申し込みに必要な書類は、申込締切日までに必ずご提出ください。不足書類がある場合は利用調整の対象になりません。申込締切日後に提出された書類は、次回以降の利用調整の対象となります。

## ③書類の記載内容の確認

提出された書類の確認のため、公簿に記載された情報の照会や、就労先などへの電話や訪問などによる調査を行うことがあります。

## ④申し込み後の内容変更

入所申し込み後に家庭状況（就労、妊娠・出産、住所、連絡先、保育状況など）の変更があった場合、必要書類を早急にご提出ください（P66～73参照）。書類が間に合わない場合や利用開始後に変更する予定がある場合には必ずご連絡ください。入所の意思がなくなったときは、提出期限までに「保育所入所（転園）申込取下届」をご提出ください。

## ⑤入所内定・入所決定の取消

ア 提出された「子どものための教育・保育給付認定申請書 兼 保育所入所申込書」、「保育の必要性を証明する書類」に虚偽または事実と異なる記載が判明した場合は、内定取消または退園になります。

イ 提出された「子どものための教育・保育給付認定申請書 兼 保育所入所申込書」、「保育の必要性を証明する書類」の内容と入所内定または入所決定後の実態に差異がある場合は、内定取消または退園になります。

### 【「差異がある場合」として内定取消・退園となるの主な例】

項目	申込時の状況	内定または決定後の状況
保護者の状況	就労状況が週5日／1日8時間	就労状況が週3日／1日4時間
	復職予定	育児休業取得の会社に復職せず退職または転職
母の状況	申込時に出産の予定があったが書面による申告がなかった	出産予定月の前後2カ月の間に入所内定・決定
お子さんの状況	認可外保育施設で保育	内定し入所する前に認可外保育施設を退園 利用実績が週3日／1日4時間未満

## ⑥保育園の希望方法

希望園は、空き状況に関係なくいくつでも記入できます。通える範囲でお選びいただき、入所したい順にご記入ください（入所を希望しない園は記入しないでください）。申し込みができない園を希望したとき（利用開始日時点の年齢・月齢が保育実施年齢・月齢に満たない場合、希望園が認証保育所である場合など）は、該当園については自動的に取り下げとなります。兄弟姉妹で申し込みをする方は、「兄弟姉妹入所（転園）条件確認表」の提出が必要です。

## ⑦育児休業からの復職を理由とする入所申し込み

ア 復職とは育児休業を取得した就労先に職場復帰することを言います。育児休業中または終了後に復職せず退職（転職含む）した場合や、入所した月の月末までに復職できない場合、復職が確認できない場合は、原則として内定取消または退園になります。ただし、あらかじめ勤務先との調整により、利用開始月の翌月1日に復職することを条件に申し込んだ場合を除きます。

イ 利用希望月に入所が内定せず育児休業を延長した方で、延長後の復職予定日より前に入所が内定しても復職ができない場合は、「保育所入所（転園）申込取下届」を利用希望月の提出期限までに提出し、申し込みを取り下げてください。再度利用を希望する場合は、延長後の復職予定月から改めて申し込みが必要です。

※ 期限までに「保育所入所（転園）申込取下届」の提出がなく、内定後に復職できないことが確認された場合は、内定が取り消しとなるとともに、申し込みは自動的に取り下げとなります。また、その際に区から通知はいたしません。

## ⑧中央区に転入予定の方の入所申し込み

ア 利用希望月の前月末までに転入することがわかる書類（「中央区への転入誓約書」および不動産の売買（賃貸借）契約書の写し）の提出が必要です。

イ 利用調整を行う歳児クラスを判定するため、申込児童の生年月日が確認できる書類の提出が必要です。

ウ 転入予定で入所申し込みをした方は、入所が内定したかどうかにかかわらず、利用希望月の前月末の最終開庁日17時までに転入の届出を行うとともに、保育入園係で中央区民としての申請（転入再申請）をする必要があります。手続きがない場合、翌月以降の利用調整については、中央区民の利用調整を終えた後に行います。また、入所が内定した場合でも、転入の届出および転入再申請がなければ内定辞退とみなします。内定辞退の取り扱いは、中央区民と同様です。

エ 保留通知書などの利用調整結果に係る書類は、転入再申請の手続きの翌日以降に発行します。転入再申請の手続きを行わない場合は発行できません（「希望する保育園に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる」を選択した場合も含まれます。）。

オ 二重在籍を防止するために、転出元の自治体に利用調整結果を情報提供いたします。

## ⑨配慮が必要なお子さん・医療的ケアが必要なお子さんの入所申し込み

ア 健康状態調査書に記入の上、「中央区役所6階保育課保育入園係」窓口にご相談ください。

イ 疾病・障害・発達の遅れなどの程度によっては、保育園の受け入れ体制が整わないなどの理由により、利用希望の園を変更していただく場合や、登園開始が利用希望月の初日からとはならない場合があります。また、その申し出がなく内定後に判明した際は、内定した園によっては、上記の理由により受け入れができない場合がありますので申し込み前に必ずご相談ください。食物アレルギーについても、事前にお申し出ください。

裏面に続きます。

## ⑩利用調整

- ア 利用調整は、申込締切日までに提出された書類をもとに行います。申込締切日後に提出された書類は、次回以降の利用調整の対象となります。
- イ 就労条件（就労日数、就労時間）に変更があった場合は、「子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届」および「就労証明書」の提出が必要です。
- ウ 利用調整は、「就労証明書」などに記載されている内容で行います。  
時間短縮勤務から通常就労時間での就労に切り替えた場合は、「子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届」および時間短縮勤務終了について記載した「就労証明書」の提出が必要です。提出がない場合は、時間短縮勤務の就労時間数で基本指数を決定し、利用調整を行います。
- エ 就労内定で申し込み後に就労を開始した場合は、「子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届」、就労開始後の「就労証明書」および支給認定証の提出が必要です。提出がない場合は、就労内定の基本指数で利用調整を行います。
- オ 求職活動で申し込み後に就労先が決定または就労を開始した場合は、「子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届」、就労開始後の「就労証明書」および支給認定証の提出が必要です。提出がない場合は、求職活動の基本指数で利用調整を行います。
- カ 中央区に在勤・在学（予定を含む）で申し込んだ方の利用調整は、中央区民の利用調整の後に行います（4月申込は第2回での選考となります。）。また、転入予定で申し込み、利用希望月の前月末までに転入および転入再申請が行われなかった場合の利用調整についても、中央区民の利用調整の後に行います。
- キ 保育料の滞納がある場合、利用調整指数が大幅に減点となります。申し込み前に必ず納付を済ませてください。
- ク 「就労証明書」の証明内容に対して、就労実績の整合性がない場合は、利用調整指数が減点となります。
- ケ 利用希望月に入所保留となった場合、申込有効期間内であれば翌月以降も利用調整を行います（申込書の有効期間については、⑫教育・保育給付認定の有効期間、⑬「子どものための教育・保育給付認定申請書 兼 保育所入所申込書」の有効期間をご参照ください。）。

## ⑪支給認定証の交付

保育の必要性が認定された方には、支給認定証を発行します。支給認定証は、利用調整結果には関係なく、保育が必要と認められた方全員に交付します。なお、教育・保育給付認定の審査結果は、利用調整の結果と同時期にお知らせします。

## ⑫教育・保育給付認定の有効期間

教育・保育給付認定の保育を必要とする事由により、認定の有効期間が異なります。有効期間が終了する前に「子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届」と「保育の必要性を証明する書類」をご提出ください。有効期間が終了しても区から通知はいたしません。認定の有効期間が終了した場合、入所申し込みについても有効期間終了となりますのでご注意ください。また、転出した場合は、原則として転出した日の前日の属する月の末日をもって取り消します。

## ⑬子どものための教育・保育給付認定申請書 兼 保育所入所申込書の有効期間

「子どものための教育・保育給付認定申請書 兼 保育所入所申込書」および添付書類の有効期間は、教育・保育給付認定の有効期間または利用希望月の属する年度の末日（1月および2月を除く）のうちいずれか早い日までとなります。引き続き入所を希望される場合は、有効期間終了前に改めて申し込みが必要です。有効期間が終了しても区から通知はいたしません。また、転出した場合も転出した日の前日の属する月の末日をもって有効期間終了となります。

## ⑭入所内定の辞退

入所内定を辞退する場合、「保育所入所（転園）申込取下届」を入所予定月の前月末までに必ずご提出ください。内定を辞退した月から1年間は、利用調整における調整指数の加算および優先順位は適用されません。

例：令和7年5月利用調整の内定を辞退した場合は、令和8年4月利用調整まで

なお、入所を再度希望する場合は、改めて申し込みが必要となります。

## ⑮入所前の面接・健康診断

内定後、入所前に保育園長との面接および園医によるお子さんの健康診断を行います。その結果、集団保育になじまない状況が確認できた場合、内定が取り消しになることがあります。なお、入所前の面接と健康診断を受けてから登園開始となります。

## ⑯保育園への情報提供

保育園に内定した場合、提出された「就労証明書」などの書類について、入所が内定した保育園へ情報提供します。また、入所後においても就労状況や家庭状況などの変更があった場合は、随時情報提供します。

## ⑰利用開始後の書類提出

入所後、お子さんの保育が必要である状況を確認するため、「就労証明書」などを提出していただきます。なお、その後も家庭状況（就労、妊娠・出産、住所、連絡先、保育状況など）に変更があった場合、必要書類を早急にご提出ください。

食物アレルギーのあるお子さんは、入所決定後に保育園に必要書類を提出していただきます。

## ⑱その他

この申し込みに係る審査のため、住民基本台帳に記載された情報および教育・保育給付認定に必要な課税情報の確認をすることに同意していただきます。

本確認書の事項についてすべて確認しました。 令和 年 月 日

世帯主 氏名 \_\_\_\_\_

※世帯主の氏名は自署してください。